様式3

|  |  |
| --- | --- |
| 審議会等名称 | 第３回神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会 |
| 開催日時 | 令和４年９月８日（木曜）10時00分から12時00分まで |
| 開催場所 | 万国橋会議センター４階405号室 |
| 出席者 | 【中野泰志座長】、【鈴木孝幸構成員】、【和泉厚治構成員】【村井政夫構成員】、【村井延子構成員】、【萩庭圭子構成員】 |
| 次回開催予定 | 令和４年11月頃 |
| 所属名、担当者名 | 障害福祉課社会参加推進グループ 菅原・川俣・鉄井  電話 045（210）4709 ファクシミリ 045（201）2051 |
| 掲載形式 | 議事録 |
| 審議（会議）経過 | 以下のとおり |
| **１　あいさつ**  （１）第２回検討会の振り返りについて  （２）ライトセンター運営の実際について  （３）意見交換  **２　検討事項**  （中野座長）  これまで理想についてお話してきましたが、本日は現実的にどのようにライトセンターを運営してこられたか御説明をいただいた上で、御説明に基づいて意見交換を行うことが最も重要な検討事項になります。検討としましては、まず第２回検討会の振り返りをした上で、ライトセンターの運営の実際について御説明いただいて、意見交換をするという流れで行います。  まず検討に入る前に、発言の際には挙手もしくは声を出していただいて、私の方から指名をさせていただきますので、指名をされた後、記録のこともございますので、所属とお名前を言っていただいてから御発言いただきたいと思います。それから小さな会場ではございますが、記録がきちんとできるように、なるべく大きな声でゆっくりとお話いただけると助かりますので、よろしくお願いします。  **（１）第２回検討会の振り返りについて**  （中野座長）  それでは、１点目の議題であります第２回検討会の振り返りについて、事務局より御説明をお願いいたします。  （事務局）  資料１「議論の整理案～第２回検討会意見反映版～」について説明を実施  （事務局）  続きまして、前回までのライトセンターあり方検討会の中で構成員の方々から御質問や御指摘があり、その時点で回答できなかった事項について鉄井より回答させていただきます。  まず、赤十字奉仕団以外のボランティア登録者数について点訳や音訳等の分類を知りたいという御意見があった件で回答させていただきます。グループ名称等の詳細は省略させていただきますが、視覚障がい援助関係のボランティア団体は県内全体で105グループ、3,000名の登録があります。  こちらの登録者数について、前回のあり方検討会の中で3,700名の登録があるとお伝えしていましたが、数値を合計したところ、正しくは3,000名でした。大変申し訳ございませんでした。  その中で点訳を中心に行っている団体が29グループ、音訳を中心に行っている団体が46グループ、朗読を中心に行っている団体が４グループ、拡大写本を中心に行っている団体が13グループ、誘導を中心に行っている団体が５グループ、総合的に支援を行っている団体が２グループ、その他分類の判断ができなかったグループが６グループになります。音訳と朗読を中心に行っているグループについては音訳にカウントしています。  各分類別の人数としては、点訳が870名、音訳が1,067名、朗読が105名、拡大写本が203名、誘導が153名、総合的に支援を行っている団体の人数が514名になります。  ２点目は、東京都国立のスポーツ施設改修工事の費用についてです。前回のあり方検討会の中で、今後わかり次第お伝えさせていただくと申し上げておりましたが、東京都の担当者に確認したところ、回答することが難しいとのことでしたので、その旨をお伝えします。  （中野座長）  事務局御説明ありがとうございました。今の回答に関して何か御質問等はございますでしょうか。和泉さんお願いします。  （和泉構成員）  東京都からはなぜ回答がいただけなかったのでしょうか。  （中野座長）  事務局より、東京都からどのような回答であったのか、もしわかるようでしたら、御回答お願いします。  （事務局）  鉄井より回答させていただきます。過去の資料になるので、探し出すことが難しいという回答でした。  （中野座長）  　和泉さんいかがでしょうか。  （和泉構成員）  　はい、わかりました。  （中野座長）  司会の中野ですが、おそらくどこかには予算・決算等で報告はなされているとは思いますが、公開された資料の中では改修費という形では細目が残っていないという理解でよいでしょうか。  （事務局）  　お見込のとおりです。  （中野座長）  　ということは、いろいろな施設が一緒になったものは予算としては開示されているが、個々の施設での改修費としては出ていないということで、どれくらいの金額かはわからないということですかね。  　東京都が開示しない以上はどうにもできませんが、それなりの金額はかけていることと思われます。特に東京都は視覚障がい者だけではなく、神奈川で言うならば横浜ラポールと同じような総合的な施設となりますのでかなりの改修費はかかっていることが想定されますが、情報が開示されていないということですので、和泉さんよろしいでしょうか。  （和泉構成員）  　はい。  （中野座長）  　そのほかいかがでしょうか。はい、鈴木さんお願いします。    （鈴木構成員）  　先ほどのボランティアの分類の中で最後にあった総合的に支援を行っている施設について、人数が２グループで500数人という回答でありましたが、そのとおりで間違いはないでしょうか。  （事務局）  はい、鉄井の方から回答させていただきます。そのとおりで間違いありません。２グループのうちの１つが赤十字奉仕団になるので大半が赤十字奉仕団の人数になります。  （中野座長）  　鈴木さんよろしいでしょうか。はい、それでは続けてお願いします。  （鈴木構成員）  　そうすると、人数が重複しているということでしょうか。それとも、重複していなくて3,000人いるということでしょうか。  （事務局）  　重複はしていないという理解です。  （鈴木構成員）  わかりました。ありがとうございます。  （中野座長）  　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  　それでは、先ほど説明もありましたが、資料１については、毎回毎回ブラッシュアップしていくというような資料でありますので、今日は詳細の説明まではございませんでしたが、それぞれ御確認いただいて表現等でここは修正した方がいいということがございましたら、後日事務局まで御連絡いただければと思います。    **（２）ライトセンターの運営の実際について**  （中野座長）  それでは、次に本日の主たる議論のテーマである神奈川県ライトセンターの運営の実際についての議論に移りたいと思います。これはかなりボリュームのある話になるので、これまでもキーワードとして何度か出てきている指定管理者制度についての説明を事務局より行っていただき、指定管理者制度はどのようなものか理解した上でライトセンターからの説明を聞いていけるとよいかと思います。  　それでは、まず事務局から指定管理者制度について御説明をお願いいたします。  （事務局）  参考資料「指定管理者制度の概要」について説明を実施  （中野座長）  はい。ありがとうございました。ライトセンターは指定管理者制度を基に運営されておりますので、今の御説明を頭に入れたうえでこれからのライトセンターの説明をお聞きいただければと思います。  （事務局）  ライトセンターの丸山から、ライトセンターの状況について御説明させていただきます。  流れとしては、ライトセンターの経緯・歴史、５つの事業について、現在の状況・課題を含めて御説明させていただきます。  「ライトセンターの経緯・歴史」については記載のとおりですが、昭和23年ヘレンケラーが来日された招致にかかる委員としてのメンバーの１人が日赤の社長でありました。それを契機に翌年赤十字奉仕団ができ、視覚障がい者や聴覚障がい者に対する支援の呼びかけを行いました。  それに呼応する形で、赤十字奉仕団が盲学校に点字図書の寄贈活動を開始しました。さらにその５年後、赤十字神奈川県支部の事業として、点字図書の貸出を開始しました。点字図書館の礎と言ってもよろしいかもしれません。  さらにその10年後、神奈川県が点字図書館を設置することになり、それまでの点字図書貸出の実績から赤十字が県から事業を委託され、神奈川県点字図書館が設置されました。  事業の拡大のため、昭和49年に名称を新たに神奈川県ライトセンターが設置され、赤十字が引き続き県から運営を受託しました。  平成５年、ご存じのとおり事業の付加等がなされ、現在の施設にリニューアルされました。  しばらく委託運営が続いていた中で、先ほど御説明があったとおり、平成17年度に指定管理制度が導入されることになり、神奈川県ライトセンターもその流れに組まれるようになりました。ライトセンターは指定管理期間５年ということで、平成18年度からの５年間、平成23年度、平成28年度、令和３年度ということで１期から４期まで書類審査、プレゼンテーション等を経て引き続き日本赤十字社が指定管理者として指定されてきておりますというのが、歴史と施設全体の流れです。  続いて「ライトセンターの５つの事業について」の状況です。これについては、どのように説明してよいか考えました。２回目の検討会で各団体から出されてきたヒアリング内容を見させていただいて、かなり実際の運営と異なる内容の御意見や御批判をいただいて、「こういうところは既に行っている」「うまく伝わっていない」などいろいろと思うところはありましたが、あり方検討会は１つひとつそういうことに対して「実際はこうだ」と説明する場ではなく、今後のライトセンター事業をよりよくするための場であると考えたので、「５つの事業はこういう状況で、こういった課題がある」ということを説明させていただきたいと思います。その中で、ヒアリングに出された内容で「実際はこうだった」などの情報も交えて紹介できたらと考えております。  　情報提供事業については、身体障害者福祉法34条の設置法令によるライトセンターの根幹の事業として位置づけて運営を行っております。点字、録音図書、雑誌の製作・発行を行っており、その多くが神奈川県視覚援助赤十字奉仕団の協力によって作成されております。録音冊子については、全国最多の発行数となっております。特にライトセンターは視援奉の方々の長年の活動実績、経験、人数もさることながら、他館では製作困難である難易度の高い図書の製作も行っております。完成した図書の質も、利用者や他館から高い評価を得ております。  そういった声がなぜライトセンターに届くかというと、以前は実物の図書を利用者や他館に郵送していたのですが、現在はインターネット図書館のサピエを通じて、全国の利用者の方にライトセンターで作った本を読んでいただくことができるので、他県の利用者からの声も頂いています。  図書の製作は利用者からのリクエストを受けて、その中から選書委員会で選書をして製作をしています。当然ながら、利用者からのリクエストだけではなく、スタッフからの選書も合わせて製作を行っております。  　併せて、図書や雑誌の製作・貸出だけではなく、プライベートサービスでの製作も行っております。個別の説明書やパンフレットの作成にも対応しております。コロナ禍なのでオンラインでの対応も行っております。ものによってはかなり時間がかかるものもありますが、通常のものであればかなり短い時間で製作を行っております。内容、ボリューム、ルビの有無で製作の時間は左右されます。  利用者からのリクエストを受け付けているということで、ライトセンターだよりでも呼びかけをさせていただいていますが、なかなか応募はありません。また、録音図書、デイジー図書のニーズが圧倒的に多くなっております。ニーズは高いですが、今まで製作はUSBを使った録音機器で行っていたものが、製造販売の終了により、パソコン録音に移行してきているので、ボランティアの方の勉強会や施設整備を進めている状況です。  　サピエの定めによって重複製作ができないという決まりがあるので、図書館同士の製作の奪い合いということも起こっております。ライトセンターで製作する本が面白くないという話も利用者から頂きますが、全国的に見れば種類が多数増えている状況を説明させていただいております。  拡大図書の活用についても意見をいただいていました。拡大図書の製作をボランティアの協力により行っておりますが、現実的には利用は多くありません。製作はするけれども、利用は少ないということで、横浜の特別支援学校にお伺いして利用のニーズを調査していますが、学校の声としてもタブレット端末の活用を進めているのであまりニーズは多くないと聞いております。拡大図書のヒアリングは県内の学校等にも広げて聞いていきたいと思っております。  　続いて、指導訓練です。指導訓練については、２つ目の事業として書かせていただいたとおり、重要な事業として考えております。利用者のニーズに沿った相談・支援・訓練を実施しております。ヒアリングでも書かれていましたけれども、ライトセンターへの来館によるものだけではなく、県内各地に職員が出向いて日常的に行っております。現在、相談担当の職員が４名、内歩行訓練士３名、ピアカウンセリングの職員1名の４人体制で行っており、現在は待機者はおりません。  　以前、人員配置やニーズのバランスということもあって、かなり待機者が出ていることを御指摘いただいたこともありましたが、歩行訓練士を増員して現在は待機者がいないという状況になります。また、対応の内容について日常生活訓練、歩行訓練、ＩＴ機器の操作相談、読書機器の操作支援、点字指導、幼児相談、こころのケアなど対応は多岐にわたっております。令和３年度の実績で、相談訓練の対応件数は年間2,201件、延べ1,094人の方の対応を行いました。  　幼児指導（通称ひよこ教室）は、定期的にライトセンターを会場にして開催していましたが来館される方も少なくなり、スタッフ複数名が待機しているものの誰も来ないという状況も見られるようになりました。その関係で盲学校に話を聞かせていただいたり、県とも協議を行って約1年間の周知期間を設けた上で、定期的な集合型の教室は終え、子ども・保護者同士の交流の場として、現在のキッズルームに模様替えを行いました。また、視覚障がい児や保護者対象のイベントなどを継続的に開催することとしました。  　続いて、ボランティア育成事業です。県内各地域でのボランティア養成の指導者となる人材を養成すること、ライトセンター事業を進めるためのボランティアを養成することが目的とされてきております。平成５年のライトセンター設置に関するあり方検討委員会でも謳われておりました。これまでの経緯からも、視援奉と車の両輪としてボランティア養成ならびに活動を支援してきております。県内のボランティアグループや奉仕団から、ボランティア養成や勉強会の講師の派遣にも対応させていただいております。  課題としては、社会環境の変化（経済状況や働く年齢の変化など）や高齢化の影響でボランティアの人数も減少傾向にあります。一方で、障がい者支援の法制度化（読書バリアフリー法など）により、特に録音図書やデイジー図書のニーズは今後もさらに増えていくと考えられます。ボランティアの減少傾向とニーズの増加といった相反することについて、何かしらの対応が必要だろうと考えております。全国の図書館が加盟している全国視覚障害者情報提供施設協議会の中でも、ボランティアにお任せでいいのかという声も挙がっていたこともあります。  続いて、スポーツ振興事業です。平成５年の施設リニューアルに伴い付加された事業ですが、設置当初から特にプールについては利用者が少なかったです。このため、視覚障がい以外の障がい者の利用も認めてほしいとの県からの意向もあり、認めることになりましたが、結果的には視覚障がい以外の障がい者の利用が増加する一方で、視覚障がい者の利用は伸びませんでした。視覚障がい者の方から利用がし難いという声も上がり始めました。また、事故も起こるなどしたため、県とも協議を行い、プールについては視覚障がい者のみの利用に戻しました。  また、県内各地域でのスポーツ振興も当時から重要としていました。県内各地に出向いて体験教室なども開催してきましたが、呼びかけが不十分であったと言われればそのとおりかもしれませんが、残念ながら参加者は非常に少ない状況が見られました。  　プールの話に戻りますけれども、実際のところとしては実利用人数が多くない状況が施設設置当初から続いています。年間で申し上げますと100人から120人程度であり、夜間利用についても、条例規則上は21時まで開館ということになっておりましたが、施設設置当初から夜間は利用者が少ない状況で、スタッフについても安全管理要員２～３人を配置していても、どなたもいらっしゃらないという状況も見られ、近隣住民からは「誰も利用していないのに、電気をつけたり動かしておくのは税金の無駄遣いだ」と苦情を受けるようなこともありました。  　そうした状況を受け、県と協議を重ね、利用者ニーズ調査などを行い、夜間利用は停止しました。その後しばらくして、県の意向もあり夜間利用を一時再開しましたが、結果的に利用状況は変わることがなく、再び県とも協議をして現在のとおり夜間は閉館ということにさせていただいております。  　課題としては、かかる経費は大きい一方、安全管理として人を３人は常駐させなければいけないこと、動かすためには光熱水費や修繕費など様々な経費がかかる一方で、利用実人数は少ないことがあります。  当初からライトセンターの役割として、地域のスポーツ施設の利用を促進することが言われており、その取組を行ってきました。県内のスポーツ施設へのアンケート調査や利用状況の聞き取り、対応が必要であればスタッフを派遣してアドバイスをさせていただくなどの支援はこれまでも行ってきておりますが、現実的にスポーツ施設からのニーズは少ない状況となっています。視覚障がい者のスポーツ施設利用自体が多くないというような声も聞かれております。  最後に、５つ目の柱である普及啓発事業です。ライトセンター事業の周知、視覚障がい理解の普及のため、様々な取組をこれまでも行ってきております。  　県内市区町村（手帳交付の窓口職員）および社協に対し、職員が出向きライトセンターの存在と事業についての説明も県内すべて回って行っております。相手側の担当者も定期的に異動してしまう関係で常にライトセンターの職員が回るのも難しい状況ですが、そういうことも行っております。また、眼科医へのＰＲや神奈川県生活技術研究協議会などの関連機関との連携も行っております。  県の施設として１人でも多くの視覚障がい者にライトセンターの存在を知ってもらい、利用していただくことが大切であると考えております。普及啓発については、メールマガジンも出しております。ライトセンターだよりは毎月1回出しておりますけれども、できるだけスピーディな情報提供のために、３種類（センター全体、キッズ、図書情報）を定期的に発行しております。コロナについての情報も頻度多く発行したこともありますが、利用者から頻度が多い、不安になる、また、文字が多いなどの意見もいただいたことから、定期発行に留めております。それでも、コロナに関する知事の表明などは例外的に出させていただくようにしております。  　続けて「運営の課題」の部分が、あり方検討会の理想と現実ということで一つ大きなところになると思います。ヒアリングの内容を読ませていただいたところで、そのとおりと思う点も現運営者としてありますが、一方で現実はこういうことがあるということでお話しさせていただければと思います。  これまでの経緯のとおり、日赤は視覚障がい者支援活動、ボランティア活動から事業を開始し、県の点字図書館からライトセンターの運営を任せてきていただいておりますが、平成18年度から導入された指定管理者制度の影響は非常に大きいです。サービス向上と経費節減が目的ということで、それぞれを否定するものではないと考えておりますけれども、実際には経費節減の影響が非常に大きいという状況です。  委託運営時は正規職員29名を定数として運営しておりましたが、指定管理者制度導入後は、管理費、事業費の削減のみならず、さらなる経費節減を行わなければいけなくなり、結果的に人員削減を行わなければならなくなりました。その結果、令和３年度末は正規職員が18名まで削減される結果になっております。  効率的な運営自体は否定されるものではありませんが、５つの事業でお話しさせていただきましたが、夜間利用、幼児指導なども利用者減少によることも理由ではありますけれども、経費節減の影響も大きく響いていることは事実です。  正規職員を削減しても事業は減りません。もちろん、スクラップ＆ビルドで時代に即した事業に合わせていくことは当然のことですけれども、そういう事業はありません。事業は減らないので、安全に事業を行うためには非正規職員に転用せざるを得ません。これまで正規職員を削って、非常勤嘱託やアルバイトなど給与が低いものに転用してきました。当初は経費節減の効果もありましたけれども、国の同一労働同一賃金の考え方や、非正規職員の処遇改善の法制度などもあり、経費削減の効果も少なくなってきています。非正規職員に退職金を出さないということも難しくなってきております。そういうことも、労働基準監督署に出向いて、こういう仕事をしていただいているけれどもどうなるかなどその都度判断を仰いでいる状況もあります。これはすべてではありませんが、正規職員と非正規職員とのモチベーションの違いや、継続した雇用の難しさなどの影響も課題としてあります。  さらには、先ほど県からも説明がありましたけれども、ライトセンターの指定管理期間は５年間と定められております。５年間で運営法人が変わる可能性があるという制度です。雇用の継続性に大きな影響を生むことになっております。雇用されている側もどうなるか分からない、雇用している側も運営が変わったときにはどうなるかわからないということで、双方に雇用の不安定が生じます。中長期的な視点に立った事業運営は、この制度、かつ５年の指定期間というものでは現実的に難しいと感じてなりません。この５年間をどうライトセンターを通じて利用者の方々のために仕事をするか、制度上そういうものになっておりますので、提案書もそういう内容になっております。また、雇用の不安から転職する職員なども出てきております。このため、専門性が求められる職員の雇用や、雇用の維持も容易ではなくなっており、専門性の維持も難しくなっています。  最後にまとめになりますけれども、経費の無駄や仕事を行う上での怠慢はあってはいけないと思いますけれども、福祉に競争原理を入れて、効率化を求めることがどこまで必要なのかということは、施設運営をさせていただいてからの実感であります。利用者ニーズ、利用者・スタッフの安全第一、変わりゆく社会状況などを踏まえて、現実的に限られた財源の中で、理想と現実を考慮して優先順位をつけて仕事をしていくことがどうしても避けられないという状況を御説明させていただいて、ライトセンターの状況とさせていただければと思います。  以上です。  **（３）意見交換**  （中野座長）  はい、どうもありがとうございました。中々、表現していただくのが大変な内容もあったかと思いますが、しっかりとわかりやすくまとめていただいてありがとうございました。前回までの議論は夢にあふれていたわけですが、現実を見ると当然ながら財源がある中で実施していることですので、最後の方の話は個人的にも苦労して運営してこられたのだなということが実感で伝わってきました。  ここでは理想的なあり方を議論しながらも、現実の問題として今後考えていく際には優先順位をつけて考えていく必要があるのではないかとまとめていただいたところですが、ここの議論の中でどういうまとめをしていくのかは今後の議論にお任せするとして、まずは御質問や御意見をいただきながら、これをまとめていく方向性をここで見つけていければと思いますので、是非よろしくお願いいたします。  かなり広範にわたっているわけですけれども、全体を把握した上での御議論が大切だと思いますので、まずは質問からでも構いませんし、御意見からでも構いませんが自由に出していただければと思いますがいかがでしょうか。  はい、鈴木さんお願いします。  （鈴木構成員）  　神奈川県視覚障害者福祉協会の鈴木でございます。人員が20数名から減ったと思いますが、現在の指定管理費の中における人件費比率及びプールに係る年間の経費は全体のどれくらいであったかわかれば教えてください。  （事務局）  　ライトセンターの丸山です。人件費比率はおよそ全体の７割程度です。プールに係る経費ですけれども、頭に入っているのがプールというよりもスポーツ施設全体に係る経費ということでざっくり試算したことがあるのですが、光熱費の関係もあるのですが、年間4,000万円くらいであったと思います。現在のライトセンターの運営費が3億500万円ほどです。  （中野座長）  鈴木さんよろしいですか。  （鈴木構成員）  　はい、わかりました。  （中野座長）  　今人件費比率７割とおっしゃられましたが、これは当然ボランティアの分が入っていないので、ボランティアに担当していただいている部分が入るとこんな量では全くないと思います。  （事務局）  　先ほどの補足ですが、人件費比率のところで参考までにですが、私、日本盲人社会福祉協議会の指定管理者制度調査研究委員の委員をさせていただいています。その関係で人件費比率について全国34施設の中で70％が8施設で一番多く、次に多いのが80％で３施設、次が81％の２施設と60％の２施設ということで、70％が一番多いという状況も付け加えさせていただきます。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。  　他との比較もしていただいてありがとうございます。ライトセンターはそういう意味では全国的な比較をしても平均的なところの人件費比率であるということが御理解いただけたと思います。  　鈴木さん、お願いします。  （鈴木構成員）  　鈴木でございます。歩行訓練士についてライトセンターに３名いらっしゃるとありましたが、神奈川県全体では17名いて、そのうち歩行訓練士の仕事をしているのが12名であるわけですけれども、12名のうち３名がライトセンターにいるということで十分満たされているという報告だったわけですが、その理解でよろしいでしょうか。  （事務局）  　引き続き、ライトセンター丸山です。実務的なところで申し上げると先ほどの３名ですが、もう1人点字の担当をしている職員が歩行訓練士の資格を持っておりまして、神奈川県で見た場合、合計は４名になります。事業をどう考えるのかにもよりますが、現状の事業を行うところでは、人数的には歩行訓練士は３名で十分であると考えております。これがもっと県内に出向く、細やかなヒアリングを行うということであれば、もっと人数が必要であると思いますけれども、現状では３名で十分であると思います。  （鈴木構成員）  　鈴木です。２つあります。これは県の方にお聞きしたいのですが、ライトセンターの事業を行う際に受益者負担というか全部無料でやらなくてはいけないものなのか。例えば、歩行訓練や家庭訪問をしての代筆代読について、利用者からそれなりの訓練等給付を受けてライトセンターがお金をもらえるということは、ライトセンターの条例の中ではいけないのでしょうかというのが１点目です。  （事務局）  　障害福祉課鳥井からお答えします。今ライトセンターでは、障害者総合支援法上の事業者の指定を受けて実施しているサービスが指定管理業務の中に入っていないので、現状ではやっていないということになります。可能性としては、指定管理者が自主事業として指定管理業務の中に入っていない中で別の事業として事業所の指定を受けて行うことであれば、利用料的なものが出てくるのではないかと思います。現状では実施をしていないという形になります。  （鈴木構成員）  　２つ目です。今度は、ライトセンターにお伺いです。先ほどの誘導ボランティアがいて外出支援を行っているのはよくわかるのですけれども、家庭に入ってパソコンの場合は仕方がないと思いますが、代筆代読を行っているという記載があって、ボランティアとして対応できない場合に、当事者の人に対してホームヘルパーサービスの中で代筆代読が使えるという指導やアドバイス的なことはされていないのでしょうか。  （事務局）  　丸山からお答えします。相談担当がお受けをするときにその辺の御案内はさせていただいていますし、視援奉の誘導活動についても制度上の方が優先されるということで、御案内させていただいております。  （中野座長）  　鈴木さんよろしいでしょうか。  （鈴木構成員）  はい。  （中野座長）  　ちなみに歩行訓練士は盲学校でも多いところは7名、今は千葉盲が最高ですね。一時期は秋田が9名いましたが、生徒数は50名いなかったです。盲学校の場合は視覚障がいのある子どもたちが集まっているところで、いろんな年齢の子どもたちがいるのでそれなりのニーズがあると思います。もしかしたらニーズはライトセンターに上がっていないのかもしれませんが、必要としている人はもっといるのかもしれないという気はします。鈴木さんの御質問は、そういったことも背景にあった上での質問であったと思います。横浜は自校で歩行訓練士をお持ちで、なおかつスーパーバイザーとして七沢から来ていただいていると思います。平塚盲学校にも七沢から来ていただいているという状況もありますが、県としてはライトセンターとは別に県域全体の状況をお考えいただければと思います。  そのほか、いかがでしょうか。村井延子さんお願いします。  （村井延子構成員）  　視援奉の村井です。今お話があった誘導やガイドヘルパーさんのお話ですが、視援奉では初めて申し込まれた方にはしおりを点字やＣＤ、拡大図書等でお渡ししています。現実的に利用者さんはとても上手に使っていらして、ガイドでできない時間を視援奉に頼んでいます。とても上手に使っていられると思います。以上です。  （中野座長）  　説明ありがとうございました。  　ボランティアに担当していただいている部分はかなりたくさんあるので、ニーズを充足することができている部分もあるのかなと思います。今ボランティアの人数が減少している等々の問題がありますので、将来的にはより経費が必要になるような事業を展開していただいているのかなと思います。  　そのほか、いかかでしょうか。是非いろいろと意見を出していただいて、それを整理していくと考えていますので、是非お願いします。  　では、和泉さんお願いします。  （和泉構成員）  　神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会の和泉です。障がい者スポーツ施設の一覧の中に全国26か所ありますが、ライトセンターが載っていないのはどういうことでしょうか。  （事務局）  　国が発表しているものになりますか？  （和泉構成員）  　インターネットで調べて、障がい者スポーツ団体一覧とか障がい者スポーツ指導員一覧と一緒に施設一覧も載っています。その中にライトセンターは載っていません。  （事務局）  　障害福祉課の菅原です。国が公表しているものであれば、スポーツ施設の設置根拠でまとめられている可能性があります。ライトセンターが含まれる根拠であれば入ってくる可能性がありますが、ライトセンターに関しては身体障害者福祉法第34条の情報提供施設が設置根拠となっていますので、この根拠がが含まれる集計でないと入っていないかと思います。  （中野座長）  　私も今インターネットで調べてみたところ、障がい者スポーツ施設に関する調査が行われていて、その中では神奈川県はラポールしか入っていないのですが、これはおそらく障がい者スポーツ施設という形で調査をしていたのでそうなったのかと思います。  　これは、いつのどこの調査というところを和泉さんの方で調べていただければ、それをさらに詳しく精査することができると思います。県の方から何かありますか。  （事務局）  　障害福祉課菅原です。ライトセンターは身体障害者福祉法第34条の情報提供施設として置かせていただいているので、スポーツ施設という捉えで根拠を置いていません。身体障害者福祉法第34条の情報提供施設の中に、様々な機能を組み込みながら、今のライトセンターの形が整っているという整理です。  （中野座長）  　この辺りは設置基準や指定管理者の業務として何が指定されているかが重要な話で、逆に言うと神奈川県の場合であれば横浜ラポールが全国でも利用者が圧倒的に多い施設になりますので、神奈川県全域で考えると横浜ラポールが障がい者のスポーツを支える施設としては機能しているという捉え方になると思います。  　ほかにいかがでしょうか。村井政夫さん、お願いします。  （村井政夫構成員）  　確認の部分も含めていくつか質問があります。まず、県の方に確認したいのですが、弱視の方も含めて視覚障がい者は県内では年々増加の傾向にありますか？それとも減少の傾向にありますか？  （事務局）  　障害福祉課菅原です。手帳の所持者の考え方から言いますと、減少傾向にあるとは言えないと考えております。  （村井政夫構成員）  　ということは、年々一定数の方はいらっしゃるということでいいですか？  （事務局）  　はい。  （村井政夫構成員）  　わかりました。日赤さんの方にいくつかお聞きしたいのですが、まず１点目はライトセンターの職員は非常勤職員を含めて日赤社員ですか？  （事務局）  　ライトセンター大竹です。基本的にライトセンターの職員は正規職員、常勤嘱託、非常勤嘱託含めて全員赤十字の職員になります。  （村井政夫構成員）  　わかりました。それから指定管理は５年ごとで、この次が５期目になるのですかね。年々指定管理料は縮小しているのですか？  （中野座長）  　指定しているのは県なので県からお願いします。  （事務局）  　障害福祉課菅原です。指定管理料はライトセンターの指定に限って今期まで見ていきますと、先ほどの丸山課長のお話にもあったとおり、提案された額から積算を行っていく形にはなりますが、第１期から第３期にかけて指定管理料は減っております。第４期にかけては、人件費等の積算の見直しを県の方で行って指定管理料を増やしております。  （村井政夫構成員）  　はい、わかりました。最後に１つよろしいですか。日赤さんに聞きたいのですが、ライトセンターは指定管理で運営されておりますが、収益はどこから出るのでしょうか。収益性は全くないのでしょうか。  （事務局）  　先ほど鈴木さんからのお話でも触れられていましたが、ライトセンターの運営に係る収益は一切ありません。  （村井政夫構成員）  　はい、わかりました。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。ちなみに村井さんのところは、病院なので当然収益ありで運営されているのですかね。  （村井政夫構成員）  　はい。  （中野座長）  　指定管理は５年ではないですよね。  （村井政夫構成員）  　10年です。  （事務局）  　障害福祉課菅原です。１点、今の部分で補足です。ライトセンターの方からも収益のところでお話がありましたが、我々が所管しているライトセンターと聴覚障害者福祉センターは、いずれに関しても身体障害者福祉法のサービスを行っていて、報酬を得るような事業になっていないことから、報酬を受けるという考え方は基本的にはありません。定期的に指定管理者の運営に関して統一したモニタリングで見ることになりますが、利益を生み出すのは難しい事業になっていると感じます。  （中野座長）  　よろしいでしょうか。続いて質問をお願いします。  （村井政夫構成員）  　日赤さんも苦労されていて、県も当然内容と費用対効果を精査しないといけないので、そこの事情は分かります。我々のところはリハビリテーション事業団で、社会福祉施設、病院、看護学校、リハビリテーション支援センターの４つの柱でやっているのですが、病院がいつも黒字化しているわけではない。特にリハビリ病院ですから普通の病院に比べて収益性は落ちます。福祉施設の方は支援費で入所という形もありますので、そこで収益をいただいてそれを県と協議しながら指定管理料を決めていただいている。リハビリテーション事業団が指定管理を受けてそこの中で収益性を確保しようとしているわけですが、我々のところはそれなりに収益を上げられるところもある。全体の事業団の中で生み出した収益で人件費を確保して、県からお受けした確保の人員に加えて自前で確保した人員を加えてやりくりしている。  　今の日赤さんのお話を聞くと、新たに日赤組織としてライトセンターが何らかの形で収益を上げてそれを人件費に転嫁することも可能だとは思うのですが、そういう努力も指定管理の中では認められていないのですかね。  微妙な問題になってしまうとは思いますが、効率よくやることと社会的な使命を果たすことでどうしてもお金がかかってしまうので、大変なのは理解していますが、そこは工夫しているのでしょうか。  （中野座長）  　まずは、県の方からお答えいただいて、工夫に関してはセンターの方からお願いいたします。  （事務局）  　障害福祉課鳥井からお答えします。今までを振り返るお話にはなりますが、日赤と県の間で基本的にライトセンターの建物ないし御説明のあった５事業をどうするかということが、今までのやり取りの中心であったと思います。なので、それ以外に先ほどお話に出た障害者総合支援法上の障害福祉サービス事業を付加するということは、打合せの段階でしてこなかったと思います。やはり現行のライトセンターがまずあって、その中の指定管理費をどうするか、事業内容をどうするかという協議が中心であったので、県の方からもこういうサービスをやったらいかがでしょうかと提案したことはありませんでした。そういう意味では、県の方でも現行ライトセンターありきで認識していた状況であると思います。  　日赤からも追加があればお願いします。  （事務局）  　ライトセンターの大竹です。赤十字の考え方の中には、ライトセンターは指定管理を受けてその指定管理の事業を行うメンバーとして、職員をそこに置いているという考え方になります。例えば、聴覚障害者福祉センターのように母体になっている聴覚障害者福祉協会が手話通訳派遣や要約筆記派遣によって収益を上げるという事業形態にはなっていないので、赤十字全体の中で、例えば神奈川県支部が収益を上げてそれを使ってという考え方にはなっていません。  （中野座長）  ほかに御意見があればいただきたいと思います。  今までのやりとりを聞かせていただいていると、通常の指定管理者として受けているような団体とライトセンターの場合は少し歴史的な経緯も違うので、かなり難しい背景があるのかなと思います。  元々赤十字が持っているミッションというのは、営利的なことを考えるものではないので、そもそも指定管理制度導入前の段階から、視覚障がいをはじめとして様々な社会的に厳しい状況にある方々をボランティアとともに支えてくるという事業をやってこられた。そこに収益性を求めていくことがかなり難しい中で、状況として制度がこういうようになったので、日赤にそのまま続けていただいている。  通常、他の指定管理であれば、指定管理としてやるべきことはもう明確になっていて、費用はこの範囲の中でできるだけやってくださいということで、例えば図書に関しても、これだけの費用であるならば、年間に例えばデイジー図書は何冊できますねっていう計算になる。赤十字は、元々視覚障がいのある人たちのニーズからスタートしているので、ニーズが出されている以上、この指定管理の金額の中で合わなかったとしても、ボランティアの力を借りて何とかニーズに合わせていきましょうと運営されてこられたのかなというように思います。  スポーツに関してもそうで、最初スポーツはなかったわけです。建て替えの時にそういったこともということで、指定管理前の段階でスポーツの支援が行われるようになり、それが行われるようになると当然ながらニーズが出てくる。そのニーズに対応しようとセンターの方は必死になって職員を配置したりしてやってこられたわけですが、これは元々指定管理の範囲内では実現できないほどの内容を赤十字がかなりの持ち出しをしながら、それからボランティアにたくさん汗を流していただきながら、ニーズに応えるために必死になってやってこられたのかなと理解しましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。  （事務局）  はい。県の方もその理解です。  （中野座長）  はい。そうですよね。  これまでライトセンターを運営していただいてきたというのは、いろいろな意味で収益性はないし、そもそも指定管理の費目の中の内容だけでないこともたくさんやってきて、ただ、今までやってきたのでここでやめるわけにはいかない。その中で、今後どう作っていくかということが課題になるのではないかと思いますし、それからセンターの先ほどのお話をお聞きしていると、このままの状態で続けていくのはなかなか厳しいのではないかという悲痛な声が聞こえてきたなと思います。  他の方も是非いろいろな御意見や御感想も含めてどうでしょうか。村井延子さん、お願いします。  （村井延子構成員）  視援奉の村井です。私も視援奉の本部の方に関わって結構長いのですが、丸山さんが指定管理の書類を持ってきて今年はこうだと話をするわけですが、その時にまずは管理費が削られるけれどもやらなければいけないことは増えるというようなお話があって、それは全く無理な話です。とにかくお金がないのに何とかしろという県のやり方に対して、そこは非常に疑問に感じています。  実際問題として、ここ10年くらいの間に職員さんが少なくなっています。ヒアリングで奉仕団の方からいろいろな話が出たわけですけれども、視覚障がいに関しての知識を持っていた方がいなくなってしまう。それは私たちにとってやりにくいし、頼るところがなくなってしまうので、本当に困っている。何とかしてほしいという声がヒアリングの中でたくさん出てきているのは、そういうことだと思います。  どうして欲しいかと言ったら、端的に言えば、県が人件費としてのお金を出してくれれば一番よいということだとは思います。それができないとなると、今の問題はよくわからないですけれども、ライトセンターがそういう状況になると奉仕団の方もある意味同じようになってくると思います。現実的にボランティアの人数も減ってきていますし、人々の考え方もかなり変わってきていますから、視援奉の方もお金を出さないとやっていけない状況がそのうち来るのかなと。それは、日赤の思いとは違うのですよね。困っている人がいるからやろうという、そこの一番基本のところが私たち奉仕団の目的の１つになっているので、その辺の折り合いを今後どうやってつけていくかというのが今後重要になってくると思います。  （中野座長）  すごく大切なお言葉をいただきました。検討会初回の見学の際に、ボランティアにやっていただいている仕事について、指定管理を普通に考えるとボランティアをやっていただいたところも含めて、本来は金額がつかないといけないはずなのですが、そこを入れると予算の桁が違うのではないかというような御説明ありましたが、たぶんそうだと思うのですね。  今世の中全体の話の中では、ボランティアだけに依存するのではなく、本来きちんと国や自治体が予算をつけてやらなければならないところについては、そこをきちんと予算化していきましょうという声があるわけですが、実際にその計算をするととんでもない金額になるのだと思うので、実現可能かどうかはわかりませんが、少なくとも今ここにいる皆さんはセンターを支えていきたいと県の方も同じように考えておられるということで理解しておりますので、ここでの議論をその根拠としてこれからいろいろなところで訴えていく必要性があると思います。  そう考えると今センターがやっているこのサービスの価値というのは、とても今の委託料ではきかないぐらいの多くのものを出しているというところは、何らか見える形をとっても悪くないというようには、個人的には思っているところです。  それを今は何とか日赤の努力、ボランティアの努力で支えてきているので、もう少し県が努力できるようなことを考えていかなくてはいけなくて、ただ簡単に予算を増やせるかというとそうもいかない。それから福祉を数の論理で考えて良いのかというのはそのとおりだと私も思うのですが、実は日本はそうなっていないのが現状で、教員もそうです。盲学校でも困っておられると思います。今、センター機能等々、やらなくてはいけないことが次々と増やされているけれども、教員がボランティアとして活動できるような時間というのを働き方改革で制限された中で、サービスを増やしていかないといけない。どうすればいいのかというところについて出口がどこも見えないのかなと思いますが、明確にすべきところは明確にして、どれだけのパフォーマンスを上げているかはしっかりと描いておいた方がいいと個人的には思っております。  他に何か御意見いかがでしょうか。  （鈴木構成員）  ２つあります。まず、日赤さんにお伺いしますが、５年ごとに指定管理が変わるが事業は継続しなくてはいけないわけですけども、先ほど御質問があった時に、全部日赤の職員であるとおっしゃっていました。異動があるわけですが、視覚障がいの人に対する専門性というところについて、もし３年程度で職員が変わっていってしまうのであると専門性を持った人がいなくなってしまうのではないかという心配があるのですけど、その辺りは人事異動の時は考慮されているのですか。  （事務局）  大竹でございます。  先ほど全部が赤十字の職員になっていると申し上げましたけれども、雇用の関係でそうなっているということをお話したので、正規職員の異動の仕方、常勤嘱託であったり非常勤嘱託であったりの異動の考え方はやはり異なります。  正規職員に関する考え方でいくと、赤十字の中のジョブローテーションで人を育てる考え方がありますので、基本的には３年から５年の中で神奈川にある赤十字の施設をまわしていってその中で少しずつ育てていこうという考え方があるので、みんな専門職という考え方で雇用はしていません。  歩行訓練士の方たちは歩行訓練士としての資格を持って雇用されているので、異動があるかというと基本的にはないのですけれども、ただ役割として事務職という役割も入っていますので、異動は絶対しないかというとそうはならない。状況はそういう状況です。  （中野座長）  　鈴木さん、続けてどうぞ。  （鈴木構成員）  県の方へのお伺いです。指定管理料について、少なくても最低賃金はこの２、３年で70円ぐらい上がっていますよね。そうすると、そういうものは指定管理費の中で調整しなさいということなのか、それはそれで何％かは上がる感覚なのかどちらでしょうか。  （事務局）  障害福祉課菅原からお答えいたします。  人件費の県の積算の考え方ですが、人件費のベースとなる県の給料表や厚労省から公表されている給与統計に基づいて算出しているため、最賃ベースで考えているわけではありません。  （鈴木構成員）  ということは、最賃ベースではないけれどもそういったところを踏まえた上で、算出しているということで理解をしました。  （中野座長）  　では、萩庭さんよろしくお願いします。  （萩庭構成員）  平塚盲学校萩庭です。今日のお話を聞いて感想でもよいでしょうか。  御説明いただいた中で、利用者の数が少なくなった、つまりニーズがないと言われたというようなお話がありました。  盲学校では視覚障がいのある生徒が学んでいます。他の学校に比べて確かに生徒数は少ないですが、そこにニーズがないわけではなく、視覚障がい教育を受けたいという子どもたちのニーズが100％あります。全体の数より少ないからニーズがないということではないと思っています。  今回ヒアリングをしていただいた中で、本校からも意見を出させていただいていますが、乳幼児相談がすごく大事だから続けて欲しいというお話、保護者の方がプールを使いたいからぜひ再開してほしいという声、視覚障がいのある教員も仕事が終わってからセンターに行きたいというようなセンターへの期待の声をたくさん聞いています。  ぜひ、視覚障がいのある人たちにとってライトセンターがあってよかったという施設であってほしいと思っていますし、今県では、当事者目線の障がい福祉を大きく打ち出していらっしゃる。その当事者目線というところがお金に結び付きにくいことはわかりますけれども、盲学校の校長としては、視覚障がいのある人にとってライトセンターがあってよかった、こういうところが使いたいんだ、私たちの思いが届くんだという施設であって欲しいと思います。  （中野座長）  はい。ありがとうございます。とても重要なことかと思います。では、ライトセンター丸山さんお願いします。  （事務局）  丸山です。ニーズがないからということではないです。利用者数が減っているのでそこを効率的な運営のために削らねばならない現実があるということをお伝えしたかったのです。ライトセンターとしては、1人でも利用があるのであれば、スタッフ全員続けたいという思いがあります。ただ、限られた予算の中で、どうやりくりしても優先順位をつけてやらなければならない現実があるということなのです。利用者数が少ない、ニーズがないから事業を切ってしまえばいいという考えはありません。ここだけは誤解のないようにお伝えしておきたいと思います。  幼児指導はその一つの例です。スタッフが待機していても、来館される方がいない。それは何とかしなければいけないということはずっと思ってきました。どうすればいいのかということで、いろいろ取組もしてきました。それが不十分だったのかもしれませんが、その中で非正規の人を複数名雇用しておくにはお金が当然かかるわけです。全体の予算を削らなければいけないという大きな流れの中で、やむを得ずそこを削らざるを得なかった。  スポーツも、夜間も、それ以外のことも同じです。そこはしっかりとお伝えしたいと思います。  （事務局）  　ライトセンターの船津と申します。私も幼児指導の担当をしていた職員です。幼児指導は、まずはお母さん、お父さんのケアから始まっていきます。もちろんとても苦しんでおられて、命に関わることもあります。そこから始まって、今度はお子さんのケアになります。やっぱり途中で投げ出すわけにはいかないということで、受託運営の時代は支援が十分にできました。10～20年そういう経験を経て、どう接していけばいいかを考えることができました。  今、指定管理者制度になって、５年のスパンの中で物事を考えなければならないので、どうしても無責任な対応になってしまう。どう１人ひとりのお子さんに対応していくか真剣に私たち指導員は考えてきたけれども、それができなくなってしまった。５年間で指定管理者制度によりスパッと切られたときに、そのお子さんたちはどうしたらいいのかということを踏まえた上での方針転換であったということはわかっていただけたらと思います。  （萩庭構成員）  　平塚盲学校萩庭です。説明の中で外部の方から「ニーズがないと言われる」という説明があったので、やりたいけれどもやれなくなったというのは残念だと思ったということです。  私は本当にライトセンターの活動と私たちがやっている平塚盲学校の活動が一緒によい方向に連動していくことを望んでいますし、「ニーズがない」と他から言われることはとても悲しいなと思ったことでお話しさせていただきました。  （事務局）  ライトセンターの船津です。今でも平塚盲学校さんとは、真剣にいろいろな協議をさせていただいております。その中でライトセンターとどう関わっていけばよいか、みんなで共有しながら進めていければと思います。  （中野座長）  はい、ありがとうございます。  今の御感想のようなことでも構いませんので、ほかにいかがでしょうか。では、和泉さんお願いいたします。  （和泉構成員）  　視覚障害者の生活と権利を守る会の和泉です。ライトセンターのプールの利用が少ないということで、他の障がい者を入れたが、それを諦めたということがとても残念だったと思います。こういうことが、一般のスポーツ施設でも起きるわけです。こういう体験を残すことができなかったのが、利用者を増やせなかった１つの原因かと思いますが、その辺はどう考えておりますでしょうか。  （事務局）  　障害福祉課の菅原です。今、和泉構成員から貴重な御意見をいただいたかと思います。ライトセンターに関しましても、プールが使えなかった状況下から、様々な御要望をいただいております。このあり方検討会の中で、本来ライトセンターを県民ニーズに照らして運営していく場合、どれだけの人員が必要か、どれだけの規模感が必要かを考える必要があります。和泉構成員からお話しいただいたプールに関しても、本来こういうあり方が必要だとか、状況によってはプールの必要性はどうなのかとか、そういう御意見を吸収しながら最終的には県の方向性を考えていかなければいけないと思っています。ですので、和泉構成員から今いただいた御意見というのも、我々としては大切に受けとめさせていただきたいと思っております。  （中野座長）  はい。ほかにいかがでしょうか。  （和泉構成員）  　もう一言いいでしょうか。スポーツ施設に関しては、このライトセンターの体験が初めての体験で視覚障がい者がスポーツを行うという常識もなかったと思います。それで利用者が少ないということで切り捨てるということはとても残念だと思います。以上です。  （中野座長）  はい、ありがとうございます。今の御意見は県としても吸収するというように言っていただきました。あり方検討ですので、例えば、指定管理の金額を大幅に増やす、期間を倍以上に伸ばすということをやっていかないと、今行っている事業を維持していくことはきっと難しく、それをどう最後にまとめていくかというところが課題であると思います。  今日はもう時間になりましたので、今回は現状だったわけですが、次回は今後社会から求められ、国をあげて取り組もうとしている相談支援をどう充実していくかという話や、非常に重要視されているＩＣＴについての取組についてさらに推進する必要があるということや読書バリアフリーの部分もございます。  今のセンターの機能に加えて、さらに充実すべき事柄というものがあると思いますので、そういった今後の相談支援やＩＣＴ活動や読書バリアフリーに関する新たにやるべき課題がどういうものであるかというのを、次回議論させていただいたうえで、現状と将来あることを合わせて、最終的なあり方をどうまとめていくかというように議論を発展させていきたいと思います。  時間の関係で今日はここまでとさせていただきますが、引き続き、次回もそれぞれ御意見を出していただきながら、最終的な報告をまとめていきたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。それでは時間ですので、ここで事務局に進行を返させていただきます。  （事務局）  中野座長ありがとうございました。本日は、限られた時間の中で、構成員の皆様から貴重な御意見をいただき、心より感謝申し上げます。  次回の検討会ですが、11月11日金曜日午前中にライトセンターで開催予定です。構成員の皆様には改めて通知をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、ライトセンターで冷暖房の工事が長期にわたって予定されておりまして、11月11日は暖かい格好でお越しください。冷暖房の工事の状況を見ながら、今後の会場変更等も検討させていただきますので、その際は速やかに皆様方に御連絡します。よろしくお願いいたします。  本日は、ありがとうございました。  以上 | |